

独立行政法人水産大学校中期目標

第1 中期目標の期間

独立行政法人水産大学校の中期目標の期間は、平成13年4月1日から平成18年3月31日までの5年間とする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

業務を計画的に管理運営し、効率化を図る。

業務運営の効率化と社会的要請に的確に対応するため、次のことを行うとともに、運営費交付金を充当して行う管理運営及び業務に要する経費について、中期目標の期間中、人件費を除き毎年度平均で少なくとも前年度比1%の経費節減を行う。

1 教育研究業務の効率化

(1) 教育研究に関する自己点検及び外部評価

教育研究に関する自己点検及び外部評価制度を導入し、その点検・評価の結果を業務運営に反映させる。

(2) 職員の業績評価

職員の業績等を適切に評価し、その結果を管理運営に反映させる。

(3) 職員の資質の向上

国内外の留学及び研修並びに資格取得を促進し、職員の資質の向上と先進的技術・知識の導入に努め、教育研究の活性化を図る。

(4) 教育研究支援業務の高度化・効率化

ア 教育研究業務の高度化を図るとともに、職員の専門的な知識・技術の習得を促進して、教育研究支援業務の効率化及び充実・強化を図る。

イ 教育研究の高度化・効率化に対応するため、施設、船舶、設備等の整備を計画的に行う。

2 事務の効率的処理

事務処理の簡素化・迅速化を図る。また、事務等の電子化・ペーパーレス化を進めるなど、管理事務の効率化に努める。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 水産に関する学理及び技術の教育

本科、専攻科及び水産学研究科において、広く全国から集まった学生に対して、水産に関する専門的学識と高度の専門技術の修得のための教育を実施する。

(1) 本科

本科では、水産に関する学理及び技術について、広い専門分野にわたり基礎から応用まで総合的に教育するとともに、水産資源の管理、水産資源の有効利用、環境保全、水産経営、船舶運航、船用機関等について、練習船等での実習を重視した教育を行い、水産行政及び水産業やその関連分野で活躍できる人材を育成する。

なお、学生募集に当たり意欲ある学生の確保のための取組を強化し、定員の充足を図

るとともに、卒業生全員が大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与され、水産行政、水産業及びその関連分野へ就職し、知識と技術の十分な活用がなされるよう努める。

(2) 専攻科

専攻科では、船舶運航及び船用機関に関する精深な専門的学識と高度の専門的技術を修得させて、修了生が海技士免許等の海技関係免許を取得するよう努める。

また、新時代の水産業を担う漁業生産管理技術者、船舶運航技術者又は船用機関・プラント関連技術者として就職し、知識と技術の十分な活用がなされるよう努める。

(3) 水産学研究科

水産学研究科では、水産に関するより高度な技術指導や研究開発を行い得る人材を育成することを目標として、修了生全員の大学評価・学位授与機構からの修士の学位の取得に努める。

2 水産に関する学理及び技術の研究

(1) 水産に関する学理及び技術に関する基礎的研究

水産に関する学理及び技術に関する基礎的研究を実施し、その成果を教育内容の改善・向上に十分に活用する。

(2) 「水産基本政策大綱」等の行政ニーズに係る研究

「水産基本政策大綱」等の行政ニーズに係る研究を実施し、その成果を教育内容の改善・向上に十分に活用するとともに、水産業及び関連分野の振興に寄与する。

(3) 大学、試験研究機関との共同研究等

大学、試験研究機関、民間企業と連携して、共同研究、プロジェクト研究等の試験研究を実施し、技術開発等に貢献する。

3 教育研究成果の利用の促進及び専門的知識の活用等

(1) 研修

水産業・漁村を担う体制づくりが、水産業の重要な課題であり、意欲と能力のある担い手の育成への貢献を目標として、多様な研修を実施し、知識及び技術水準の向上を図る。

また、外国人研修員の受入れを行い、国際的な貢献を図る。

(2) 公開講座等の実施

水産業従事者、水産業後継者及び一般社会人を対象として公開講座・講演会を開催し、教育研究成果の普及と広報に努める。

(3) 教育研究成果の普及

ア 研究業績の公表を目的として、水産大学校研究報告を発行する。

イ 学術論文や学会発表等により研究成果を公表する。

ウ 研究課題及び研究成果の公表、公開、広報等を目的として、ホームページを充実するとともに、水産大学校教育職員研究課題・業績一覧を発行する。

(4) その他活動の推進

ア 国・地方公共団体、民間企業等の事業を積極的に受託する。

イ 国内外の大学、試験研究機関、独立行政法人、民間企業等との連携・協力及び交流を行う。

ウ 行政機関、水産関係団体及び民間企業等に対し技術相談・指導を行う。

エ 図書館、標本館、研究施設などの開放に向けたマニュアルを平成15年度までに作成し、これに基づく施設の有効利用を図る。

4 学生生活支援

学生に対する生活相談、就職支援及び課外活動支援を充実し学生生活の向上に努める。

また、授業料免除制度を充実させることにより、経済的理由により学業継続困難な学生を支援する。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 収支の均衡

適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。

2 授業料収入等の安定確保

学生定員の充足に努め、授業料収入の安定確保を図る。